

## 朝鮮後期における「九義士」成立の経緯

——対明義理論の展開に即して——

木村 拓

はじめに

純祖三十一年（一八三二）、王徳一なる者が、従弟の王徳九とともに、朝鮮の京畿は加平郡朝宗面大釜山里（現京畿道加平郡下面大報里）に大統領廟という廟を建てた。ここでは明の太祖洪武帝が祀られ、毎年正月四日（洪武帝が皇帝に即位した日）に祭祀が行われていくことになる。<sup>(1)</sup> また、その近くには、華西学派の鼻祖李恒老（一七九二〜一八六八）が尊華攘夷論を裏付ける遺跡として重視した朝宗岩<sup>(2)</sup>があった。高宗十三年（一八七六）には、李恒老の門下に学び、衛正斥邪派の主導的人物となった金平黙（一八一九〜一八九一）と柳重教（一八三二〜一八九三）らがその付近に移住し、毎年三月一九日（明の崇禎帝の命日）に大統領廟において望拝礼を行うようになった。<sup>(3)</sup> こうして大統領廟は、朝宗岩と相まって、華西学派の精神的な拠り所となった。<sup>(4)</sup>

ところで、大統領廟には九義行祀という壇が付設され、そこで毎年正月六日、「九義士」に対する祭祀が行わ

れた。<sup>5)</sup>「九義士」とは、質子として清の瀋陽に滞在していた鳳林大君（後の孝宗〔位一六四九～一六五九〕が、仁祖二十三年（一六四五）に帰国を果たした際、それに随従して朝鮮に東来したとされる九名の明人のことであり、王美承・馮三仕・黃功・鄭先甲・楊福吉・王鳳崗・裴三生・王文祥・柳溪山のことを指す〔表1〕。実は王徳一・徳九は、その内の王鳳崗の後孫であった。

「九義士」の事蹟については、王徳九が著した『皇朝遺民録』（ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵）に詳しく述べられている。同書の序文には彼ら九名の事蹟が総合的に述べられているので、ひとまずその大略を示せば以下のようなものである。

王以文（鳳崗）らの九名は、女真（清）に捉えられたものの、一日として明室のことを忘れることはなかった。彼らは時を同じくして質子として清の瀋陽に滞在していた鳳林大君と気義（正義を守る心）を相感じ、鳳林大君が朝鮮に帰国する際、一緒に朝鮮にやって来た。その後、鳳林大君は彼らを自らの潜邸（東宮時代の居所）である於義宮の宮門外に住まわせて厚遇しながら、毎日のように復讐の事についても議論し

【表1】「九義士」一覧

	姓名	身分	本貫	生年	没年	享年
①	王美承	庠生	東昌（山東）	万曆壬寅（1602）	*永曆己亥（1659）	58
②	馮三仕	庠生	臨朐（山東）	万曆丁未（1607）	永曆辛亥（1671）	65
③	黃功	留守	杭州（浙江）	万曆壬子（1612）	*永曆丁巳（1677）	66
④	鄭先甲	進士	瑯琊（山東）	万曆丁巳（1617）	永曆丙寅（1686）	70
⑤	楊福吉	庠生	通州（河北）	万曆丁巳（1617）	永曆乙卯（1675）	59
⑥	王鳳崗	庠生	濟南（山東）	泰昌庚申（1620）	*永曆甲戌（1694）	75
⑦	裴三生	庠生	大同（山西）	天啓辛酉（1621）	永曆甲子（1684）	64
⑧	王文祥	庠生	青州（山東）	天啓壬戌（1622）	永曆戊辰（1688）	67
⑨	柳溪山	庠生	大同（山西）	天啓丁卯（1627）	永曆戊戌（1658）	32

※王徳九『皇朝遺民録』（ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵）、『朝宗岩誌』（同上）、金平黙「九義士伝」（同著『重菴集』『韓国文集叢刊』319～320、民族文化推進会、ソウル、2003年）別集・巻1所収）に依拠。

※「\*」を付した没年は、生年と享年から推算した年。

た。しかし近來では、諸公のそのような志を知る者がほとんどいなくなり、後には完全に忘れ去られてしまいかねないので、諸家の家乗（家に関する記録）を集めて『皇朝遺民録』を編纂した。

この序文の最後には「歳永曆三戊寅春三月上旬、山東濟南後人王徳九敬書」とある。永曆とは、いわゆる南明政權の最後の政權である永曆政權の年号であり、永曆三戊寅とは純祖一八年に当たるとされる。これが『皇朝遺民録』の完成年と考えてよいであろう。王徳九は同書を著してから約一三年後に大統行廟と九義行祀を築造したことになる。

さて、『皇朝遺民録』の序文に見える「復讐の事」というのは、孝宗が主唱した北伐論であることは言うまでもない。孝宗は即位当初、反清的な儒林勢力を登用して北伐計画を推進しようとしたが、その北伐論が軍備拡充を最優先するものであったため、儒林の支持を得られなくなり、孝宗が北伐論とともに議論した宋時烈（一六〇七～一六八九）ですら、軍備拡張を優先する孝宗の北伐論とは距離を置いていた。結果として、孝宗の北伐の推進勢力と呼びうる政治勢力は形成されなかった。

ひるがえって『皇朝遺民録』に収録された九名の各伝には、孝宗とともに「復讐の事を議論した」ことについて、九人各様に記されており、また孝宗の薨去後は「復讐」の大義が果たされなかったことに憤慨したまま生涯を終えたことが、やはり各様に記されている。<sup>(8)</sup> 例えば、裴三生の伝では、孝宗が裴三生らの諸公とともに朝鮮に帰国した後、明の恢復を目指して彼らを毎日のように接見していたが、ほどなくして孝宗が薨去すると、裴三生は常に憤痛を懐き、夜半には悲しんで泣き、ついには憂憤を抱きながら世を去ったことが記されている。こうした面貌が「九義士」の「義士」たる所以であると言えるが、もしもそれが史実として認められるのであれば、「九義士」は孝宗の北伐計画に終始積極的に同調した集団として、朝鮮後期の政治思想史上、一定の位置を占めてく

ることになるであろう。

しかし如何せん、「九義士」に関しては、『朝鮮王朝実録』などの同時代史料と云い得るような記録ではほとんどその足跡が確認できず、ましてや彼らが孝宗とともに「復讐の事を議論した」という事実は全く見つけ出すことができない。しかも「九義士」という用語が成立したのは、一九世紀以後のことであつたと考えられる<sup>9)</sup>。従つて少なくとも、彼らの「義士」としての面貌が浮き彫りにされたことについては——その内容が史実であるか否かはあくとして——、それなりの経緯が存したはずである。

従来の研究においても、「九義士」は一定の注目を集めてきた。しかし従来の研究では、基本的に『皇朝遺民録』などの一九世紀以後の史料に基づいて論述が行われ、「九義士」成立の経緯に対して十分に目が向けられて来ず、そのためか、『皇朝遺民録』の記すような「九義士」の「義士」としての面貌についても、その信憑性が問題とされることはなかつた<sup>10)</sup>。そこで本稿では、できる限り『朝鮮王朝実録』や『承政院日記』などの同時代史料に近い記録に基づいて「九義士」成立の経緯を辿るとともに、その成立には朝鮮後期における対明義理論、とりわけ英祖によって首唱された、明そのものを尊ぼうとする〈尊明論〉<sup>11)</sup>の展開が密接に関係していたことを明らかにしたい。このことは、ひいては『皇朝遺民録』の史料批判の意味をも持つことになるであろう。

## 第一章 肅宗代における明人の処遇——黄功・鄭先甲を事例として——

「九義士」の生前の動向について同時代史料を通じて確認されるのは、管見の限りでは、黄功と鄭先甲に関するのみである。両者の動向は『肅宗実録』を通じて断片的に確認することができる。まず本章では、『肅宗実録』

から分かる両者の足跡を確認しながら、生前の彼らへの朝鮮朝廷の対応と認識を明らかにし、次章以下の論述の足掛かりとしたい。

黄功に関する史料の初見は、肅宗元年（一六七五）のことである。<sup>12</sup> すなわち、清の支配下の中国で三藩の乱（一六七三～一六八二）が勃発したことを受けて、尹鑄（一六一七～一六八〇）が清と断交した上で、清に対抗して台湾による鄭錦と通じ、さらに北伐の断行を主張したことがあったが、<sup>13</sup> それに関連して黄功の名が『肅宗実録』に見えている。

【史料A】唐人黄功上疏、請渡海奉使於鄭錦。且獻孝廟御筆。又言暎十八般武芸、願得教習武士。功為人浮誕。尹鑄方為通錦之論、以功大國人、必為上所信用、勸令陳疏。而功実無行意。（『肅宗実録』卷三、元年四月己丑）

肅宗元年四月、「唐人」の黄功が上疏して、海を渡って鄭錦に奉使することを請うとともに、孝宗の御筆を献じ、また自分は十八般武芸（長槍など十八種の武器の技術）に明るいので、武士を教習したいと朝鮮朝廷に申し出た。このことについて、『肅宗実録』の編者は、黄功の人となりをも「浮誕」（浮薄）と断じ、黄功が「大國人」（明人）であるために肅宗の信用を得られると考えた尹鑄が、黄功に上疏を勧めたに過ぎず、黄功本人に実行の意志はなかったと評している。

この黄功の上疏が行われた翌日、孝宗の御筆を献じたことをもって、黄功は肅宗から「加資」（品階を一等級昇格させること）された（『肅宗実録』卷三、元年四月庚寅）。そしてそれに乗じる形で、尹鑄は「渡海」（黄功の鄭錦への奉使）のことは、聖上（肅宗）がそれを行うことができれば、社稷の至計でしょう。黄功の意は極めて

好ましいです。必ずや密かに事を進めて速やかに実行することでしょう」と述べて、肅宗に黄功の「渡海」の許可を求めている（同上）。『肅宗実録』の編者はこうした経緯を根拠にして、史料Aに見える如く、黄功の上疏は尹鏞の差し金と考えたのであろう<sup>14</sup>。

尹鏞の真の意図が如何なるものであったのかはさておき、黄功の上疏の数日後に朝鮮朝廷で行われた議論を見てもみよう。

【史料B】御昼講。〈中略〉。罷後、命引見大臣・備局諸宰。許積自袖中、出黄功疏。上曰、尽見耶。有可言者、則言之。積曰、臣請先言功之為人。孝廟贖出率来、舍之本宮之側、給料厚待、渠必為感。但虚談、無実功。曾言知燔硝、下送忠清道監燔、則帰言、地不好不成。後言、入咸鏡道、則可燔。臣陳達乘駟遣之、令戸曹給毛衣、又為不燔而来。其实渠成婚於金城地、欲乘駅以去。為此欺罔之言。臣等再見誑矣。渠言知四條槍法云。問于柳赫然、則可知。赫然曰、臣嘗欲招試、則每称病不来、故武士無学得者。〈後略〉。〔肅宗実録〕卷二、元年四月庚寅。傍線は筆者。以下同じ

肅宗は昼講の後、大臣と備辺司の諸宰を引見した。引見の時、許積（領議政）が袖の中から黄功の疏を取り出したので、肅宗が許積に対して黄功の疏に関する意見を求めると、許積は「臣がまず黄功の人となりを申し上げることをお許しください。孝宗が〔清から帰国する際に〕贖って連れ出して来て、本宮（於義宮）の側に住ませ、食料を賜って優遇したため、彼は必ず心を動かされたはずです。しかし、〔黄功は〕偽りの言が多いだけで實際の功績はありません」（史料B傍線部）と述べ、その「偽り」の証拠として、黄功が「燔硝」の方法を知ってい

ると言ったので、忠清道・咸鏡道で行わせてみたが、いずれも成功せず、再度にわたって誑かされたことを挙げている。また柳赫然も、黄功が「四條槍法」という槍の戦法を知っているというので、呼び寄せて試そうとしたが、そのたびに病と称して来ることはなかったことを肅宗に報告している。

史料Bの内容の中でまず注目されるのは、黄功は孝宗が清から帰還する際に贖って連れ出して来た者であるという許積の指摘である。許積は「九義士」と同時代の人であり、この指摘は「九義士」の朝鮮への東来経緯を考える上で極めて重要なものであるが、これに関しては本稿の最後で後述することとして、ここでは黄功に対する許積の認識に注目したい。

史料Bによれば、黄功は先の上疏以前にも、朝鮮朝廷に対してたびたび接触を試みていたようである。しかし結局、黄功は何らの功績も残すことができておらず、それどころか許積や柳赫然に信用のならぬ人物として目されていた。こうした先入観の前では、黄功が「大国人」（明人）であるということ、さらには「孝宗が清から贖って連れ出してきた者」であるということさえも、彼の待遇を左右する決定的な要素とはなり得ず、わずかに孝宗の御筆を献じたことをもって「加資」されたに過ぎなかったのである。

こうした朝鮮朝廷の朝鮮居住の明人に対する認識や対応のあり方は、鄭先甲の事例からも間接的に確認できる。

【史料C】御昼講。先是、領議政許積・兵曹判書金錫胄、以漢人流寓人文可尚・鄭善甲等善華語、請付軍職給料、

買家以居之、令訊官輩就学。至是、錫胄又請給兩人衣資曰、非為其善華語也。貴其為明人也。上從之。（肅

宗実録』卷六、三年三月戊戌）

領議政許積と兵曹判書金錫胄が、漢人（明人）の流寓人である文可尚・鄭善甲（鄭先甲のこと）らが華語（漢語）

をよくするため、軍職を与えて料（職務のための手当）を給し、家を買ひ与えてそこに居住させ、訳官たちを就学させることを要請したことがあったが、肅宗三年三月に至って、金錫胄が「華語（漢語）をよくするからではなく、明人であることを貴ぶ」（史料C傍線部）という観点から、兩名に「衣資」（衣類の材料となる布）を与えることを要請し、肅宗に容れられている。

鄭先甲はこの約二年後、文可尚とともに、閔鼎重が創設した漢字偶語庁の訓長に拔擢され、朝鮮における漢字訳官の養成に大きく貢献したという（『英祖実録』卷二八、六年一月庚寅<sup>15</sup>）。鄭先甲と文可尚は朝鮮朝廷から一定の信任と厚遇を受けたと言えるであろう<sup>16</sup>。しかしそれは、第一義的には、彼らが明出身の文士ゆえに「華語をよくする」からであり、彼らが「明人であること」自体は二の次の問題であったと考えるべきであろう。なるほど、史料Cでは、金錫胄が「華語をよくするからではなく、明人であることを貴ぶ」（史料C傍線部）という観点から、兩名に「衣資」を与えることを要請し、肅宗に容れられているのであり、当時、「明人であること」自体が一定の優待に結びつく場合があったことは事実である。しかし金錫胄がわざわざ「明人であることを貴ぶ」べきことを強調する必要があったということは、当時においてはそうした考え方がまだ特殊に属するものであったことを示しているとも言えるであろう。事実、当時は朝鮮居住の明人も倭人・女真人とともに「向化人」（朝鮮に帰化した者）と称されていた<sup>18</sup>ことから裏付けられるであろう。

肅宗八年、いわゆる庚申換局が起り、許積らの南人が失脚し、宋時烈らの西人が政権を握るようになった。その後、西人は老論と少論に分裂して激しい政権争いを繰り広げていくが、そうした中、肅宗三〇年、肅宗は老論勢力の積極的な同調を得て、明の万曆帝を祀る大報壇を昌徳宮後苑の一隅に創設した<sup>19</sup>。大報壇は、宋時烈に由来する対明義理論を国家的規模で表明する機関として、その後の朝鮮において対明義理論が実践される基本施設

となった。<sup>(20)</sup> その意味で、大報壇の創設は朝鮮の対明義理論の展開において一大画期をなすといえる。ただ、肅宗代の大報壇は、万曆帝のみを祀っていることから察せられるように、あくまでも朝鮮が壬辰倭乱（日本史にいう文祿・慶長の役）の際に万曆帝から被った「再造の恩」という特定の恩に報いるためのものであり、その創設は明そのものを尊ぼうとする考え方を背景とするものではなく、それゆえ大報壇創設後の肅宗代においても、「明人であることを貴ぶ」という考え方は依然として起ころなかつた。<sup>(21)</sup> 朝鮮居住の明人が「明人であること」を理由に優待を受けるようになるのは、英祖（位一七二四〜一七七六）・正祖（位一七七六〜一八〇〇）の時代を通じてであつたのであり、そして当該期において、後の「九義士」に連なる「漢人牙兵」もクローズアップされることになる。この点については章を改めよう。

## 第二章 英祖・正祖代における漢人牙兵の優待——「九義士」成立の前提——

### 第一節 英祖による漢人牙兵の優待

周知のように、英祖二五年（一七四九）、英祖は肅宗によつて創設された大報壇に大改革を加えた。すなわち、従来の大報壇では万曆帝のみを祀っていたのを、英祖はそこに崇禎帝と洪武帝を並祀することにしたのである。そしてそれに伴つて、大報壇の周辺には、三皇帝の皇霊を象徴する神座・神辰・神榻を保管する奉室などの建物が新たに設置されることになった。ここに至つて大報壇は、万曆帝に対する報恩の儀礼を行うための単なる壇から、明の三皇帝を祀るための祭場に変貌したのである。<sup>(22)</sup>

ところで崇禎帝の並祀こそ、臣下の同意を得られたものの、洪武帝の並祀は、当時の執権勢力である老論から

も反対論・慎重論が出される中で、英祖が断行したものであった。<sup>(23)</sup> その意図は、宋時烈以来、对明義理論を主導してきた老論勢力からその主導権を奪い、朝鮮王室が明から中華を継承した主体であることを示し、もって臣権を牽制して王権を強化することにあつたと考えられる。<sup>(24)</sup> 勢い英祖の対明義理論の内実は、宋時烈らの老論が主唱した、血統と王朝を超越して存在する文化的真理（道）としての中華を尊重しようとする尊周論ではなく、むしろ明そのものを尊ぼうとする、いわば〈尊明論〉としての性格を有するものとなり、英祖はその〈尊明論〉に基づいて、朝鮮に居住する明人の子孫への優待政策を積極的に行つていくことになる。<sup>(26)</sup> そしてその中でもとりわけ、孝宗に随つて朝鮮に東来した明人の子孫に注目することとなる。

英祖二五年三月二三日、明の洪武帝・万曆帝・崇禎帝を並享するための儀式が定められ、ここに三皇帝の並祀が最終的に確定すると、英祖は同年四月一日、三皇帝への親祭を行ったが、それに先立つて、大報壇に祭器などを管理する守僕<sup>(27)</sup>を置き、守僕に明人の子孫を充てるように命じ（『承政院日記』乾隆一四年〔英祖二五年〕三月二八日）、さらに次のような付加的な命令を下している。

【史料D】〈前略〉。伝于金相紳曰、大報壇守僕、頃以皇朝人孫差定事下教。而守僕似当有闕。自瀋陽随来皇朝人子孫、居在於義洞者、差定事、分付騎曹。（『承政院日記』乾隆一四年〔英祖二五年〕四月九日）

英祖が金相紳（同副承旨）に対して、最近、大報壇の守僕には明人の子孫を充てるようにしたが、守僕は欠員があるであろうから、「瀋陽から〔孝宗に〕随つて来た皇朝人の子孫で於義洞に居住する者」（史料D傍線部）を充てることを、騎曹（兵曹）に命じるように伝えている。

於義洞とは漢城府東部の昌善坊内にあった洞（現在の鍾路五街付近）であり、洞内には孝宗の潜邸である於義宮があった。<sup>(28)</sup> 後述のように、そこには孝宗に随つて朝鮮に東来した明人の子孫が集住していたのであるが、英祖は大報壇の大改革を果たした直後、大報壇の守僕に明人の子孫、特に「瀋陽から〔孝宗に〕随つて来た皇朝人の子孫で於義洞に居住する者」を充てるようにしたのである。

その後、英祖が再び彼らに注目したのは、英祖二十七年三月一九日のことであつた。三月一九日は、崇禎帝の忌辰（命日）に当たつており、英祖はこの日、昌徳宮の後苑で大報壇儀礼を挙行した<sup>(29)</sup>後、兵曹判書洪啓禧に対して、明人の子孫の中で漢人牙兵に該当する者について、訓練都監に問い合わせ報告することを命じた（『承政院日記』乾隆一六年〔英祖二十七年〕三月一九日）。

漢人牙兵の起源については、同時代史料が見当たらず、確實なところは不明である。ただ、後代の正祖の言に拠れば、「東土（朝鮮）に陪従して来た漢人を、孝宗が宮底（於義宮の側）に住まわせた。孝宗は王位につくと、彼らを内需司に属さしめて食料を給してやり、後には訓練都監の牙兵に編入して漁業によつて生活させた。これが漢人牙兵の設置の顛末である」（『承政院日記』乾隆五五年〔正祖一四年〕三月一九日申時／『正祖実録』巻二九、一四年三月己亥）という。牙兵とは、一七世紀以後に設置されるようになった兵種であるが、その構成員は流民や公私賤が大部分であり、兵として存在しながら様々な役務を担う一方、徭役を免除されたり、軍屯田が支給されることが多く、そのため良民の投属先ともなつていた。<sup>(30)</sup> 瀋陽から孝宗に随つて東来した明人は、いわば流民であつて、孝宗が彼らの生計を成り立たせるため、漢人牙兵として訓練都監に属さしめたということは十分にあり得ることであろう。

さて、漢人牙兵の調査を命じた約半年後の英祖二十七年一〇月、英祖はかつての孝宗の潜邸である於義宮に行幸

した。その際、英祖は自らの八寸親族である孝宗に思いを致しながら、「門外の居住者は誰か。皇朝（明）の遺民である。聖祖（孝宗）の（彼らへの）愛恤、匪風の心（周（＝明）を思慕する心<sup>39</sup>）、追慕の懐（周（＝明）を追慕する思い）が益々胸中に迫ってくる。宣慰庁を通じて（彼らに）厚く顧恤を加え、予の意を知らしめよ」と命じ、それと同時に、漢人牙兵の中で「解事者」（事理に明らかな者）四～五人を待機させるように命じた（以上、『承政院日記』乾隆一六年〔英祖二十七年〕一〇月八日巳時）。

英祖の命を受けてやって来た漢人牙兵五名に対して、英祖は副承旨南泰者を通して、姓名・本貫・年齢、および初めて朝鮮に東来した祖先の名（以下、本稿では東来始祖と称す）を質問した。すると、その答えは【表2】のようであった。そこには、後に「九義士」とされる馮三仕・楊福吉・王文祥・裴翼聖（三生）の名が見える。英祖はさらに質問を続けた結果、於義洞居住の明人の子孫は、現在は四〇余戸であり、洞外に移住した戸は五〇余戸に達しようとしていること、於義洞の居住者は、復戸を給されて徭役を免除されており、坊役（漢城府の住民に割り当てられた雑多な義務労働<sup>39</sup>）も免除されていること、ただし居住人数のわりに敷地が狭く、洞外への居住もやむを得ない状況

【表2】英祖 27 年に確認された漢人牙兵とその東来始祖

	姓名（年齢）	本貫	東来始祖
①	馮命福（36 歳）	山東	曾祖三仕
②	楊成建（56 歳）	西蜀	曾祖福吉
③	王寿漢（39 歳）	山東	曾祖文祥
④	楊世興（56 歳）	西蜀	曾祖福吉
⑤	裴益徽（43 歳）	大同堡	曾祖翼聖（三生）

※ 19 世紀中頃に作成された臨胸馮氏・杭州黄氏・瑯琊鄭氏・通州楊氏・大同裴氏・青州王氏・大同柳氏の系図を合冊した族譜である『皇朝遺民世系源流譜』（韓国学中央研究院蔵書閣所蔵）には、裴益徽は裴三生の第三世として出てくる。従って、裴益徽の曾祖翼聖は裴三生のことと考えて間違いなからう。なお、『皇朝遺民世系源流譜』は、朝鮮で作成された族譜にも拘わらず、中国的な族譜形式（世表図）によって作成されているという点が注目される（宮嶋博史「동아시아세계 속의 한국 족보」[『大東文化研究』77、ソウル、2012 年 3 月] 16～17 頁）。

であることが報告された。また、朝鮮に東来した当時の人数は二〇余人であったが、英祖二十七年現在では一五〇余人に達しているということも報告された（以上、『承政院日記』乾隆一六年〔英祖二十七年〕一〇月八日巳時）。

英祖は以上のような一通りの質問を終えて漢人牙兵を退去させた後、その日の内に、「唐人子孫の〔朝鮮に〕出来した者が、孝宗の時に本宮洞（於義洞）に居住させられ、今に至っても、一村を成して居住している。今、そこを過ぎるときにその村を見たい。唐人村の近所に布帳を設置して、通望しやすいようにしておくように」（『承政院日記』乾隆一六年〔英祖二十七年〕一〇月八日午時）と命じた。英祖は朝鮮の都城内に孝宗と縁のある明人の子孫が集住している於義洞の「唐人村」を眺めたかったのであろう。

さて、実はこのときの英祖と漢人牙兵との出会いが契機となつて、朝鮮に居住する明人の子孫は、「向化人」ではなく、「華人子孫」と称されるようになる<sup>(33)</sup>とともに、徭役が免除されることになったのであるが、英祖による明人の子孫への優待政策は、それに止まらず、英祖三二年、大報壇儀礼への明人の子孫の参列が定例化され、英祖四〇年には、崇明排清の姿勢を貫いた朝鮮の忠臣の子孫と明人の子孫のための科挙試験である忠良科が実施された<sup>(34)</sup>。そうした中で英祖は黄世中を引見する機会があつた。

英祖三四年六月、英祖は明人の子孫を召見したが、その中に黄世中という者がいた。黄世中の言うところによると、彼は杭州出身の錢塘太守黄功の曾孫であり、黄功が孝宗から授けられたという「手札」が残っているという<sup>(35)</sup>ことであつた。英祖は黄世中にそれを持ってきたかどうかを尋ねると、原本はかつて従祖（祖父の兄弟）がそれを上達するために上京しようとした際、その途上で死亡したため、行方が分からなくなつてしまつたが、「謄書」（写し）は伝わっているので、それを持つてきたという。英祖はそれを展読させると、「今、聖祖（孝宗）の書を見て汝を用いなければ、何と非なることであろう。私は孝宗の曾孫でありながら、黄功の曾孫を用いることになつ

た。誠に偶然とは言えない」と述べ、さらに「哨官黄世中は、故太守黄功の曾孫であり、昔年の手札〔が残っていること〕は尋常のことではない。どうして常例をもって待遇できようか」と述べて、武科に及第して部薦（部将の候補）となっていた黄世中を即時に任用させることにした（以上、『承政院日記』乾隆三年〔英祖二四年〕六月五辰時）。

ここに言う孝宗の「手札」とは、史料Aに見えた孝宗の「御筆」を指すと考えられる。だとすれば、その孝宗の「御筆」は黄功本人がすでに肅宗に献じているのであり、黄世中の話は作り話の可能性が高いが、それはさておき、英祖はこの黄世中との出会いを通じて、漢人牙兵にさらに注目するようになったようであり、英祖はその後も、たびたび於義洞居住の明人の子孫に対する優待措置をとっていくことになる。<sup>(35)</sup> 英祖にとって、黄世中を含む於義洞居住の明人の子孫たちは、その他の明人の子孫とは区別される特別な存在であり続けたのである。

さて、以上に見たように、英祖の〈尊明論〉の文脈においては、明人の子孫であること自体が優遇の対象となったが、なかならず、於義洞居住の明人の子孫は特に優待を受けた。それでは、なぜ英祖はあえて、明人の子孫の中でも彼らを特別視したのであるうか。

肅宗九年（一六八三）、宋時烈の建議によって、宗廟の孝宗の位牌が不遷位とされ、孝宗廟が世室化された。その名目は、胡乱（女真人による侵攻）によって人道と禽獣の区別がなくなってしまう中で、孝宗が春秋大義を青天白日の下に明らかにしたということであった。しかし実は、孝宗廟の世室化は、宋時烈が孝宗の北伐論を自らの主張に引き付けることにより、自身の権威を高めようとする意図に出たものであった。実際、孝宗廟の世室化以後、宋時烈への誹謗は、すなわち孝宗への誹謗と見なされるようになった<sup>(36)</sup>という。臣権（老論）を牽制して王権の強化を図る立場からすれば、こうした臣権による孝宗の権威の利用は看過できず、それゆえ英祖は於義洞

居住の明人の子孫を特に優待することで、王権が孝宗の北伐の意思を引き継いでいることを顕示し、臣権から孝宗の北伐論に関わる権威を奪還しようとしたのだと考えられる。ただ、英祖代においては、彼らに対する優待を制度化するまでには至らず、それは正祖代に持ち越された。

## 第二節 正祖による漢旅の創設と「隨龍八姓」

英祖の後を継いで即位した正祖は、大報壇に関する儀礼を英祖以上に頻繁に挙行した。正祖代において、大報壇の有する政治的意味は、英祖代に比して増すことはあれ、減じることはなかった。<sup>(37)</sup>そして正祖は明人の子孫への優待方針についても、英祖のそれを引き継いでいく。その中でも最も重要なものは、漢人牙兵を新たに「漢旅」として編成したことである。<sup>(38)</sup>以下、漢旅の創設に至るまでの経緯について、やや詳しく辿ってみよう。

洪武帝の忌辰における大報壇儀礼を翌日に控えた正祖二年（一七七八）五月九日、「望拜礼の際に皇朝人と斥和臣の子孫が参列することは、寧王（英祖）の風泉の思いに基づくものであり、遵守して成憲としなければならぬが、朝儀がまだ整っていないところがある」として、参列する者の服装を職の有無や武儒の別によつて規定することを命じ（『承政院日記』乾隆四三年〔正祖二年〕五月九日）、さらには次のような命令を下した。

【史料E】〈前略〉。又命書伝教曰、取見拳案、漢人牙兵等、亦在其中。雖是漢人、名以牙兵軍、入参殿庭之班、事甚屑越。此後軍兵、則雖皇朝人孫、勿捧拳案事、分付。上命退、承史以次退出。〔『承政院日記』

乾隆四三年〔正祖二年〕五月九日〕

正祖は大報壇儀礼に参列する者の中に漢人牙兵が含まれていることについて、「〔漢人牙兵は〕漢人とは言っても、牙兵軍の肩書を有しており、殿庭の班列に参じれば、あまりにも放漫な処置となつてしまふだろう」（史料E傍線部）と指摘し、今後、漢人牙兵のような「軍兵」の参列を認めないようにすることを命じた。

先に史料Dで見たように、英祖は漢人牙兵を大報壇の守僕に任じることを命じたこともあり、英祖代においては、漢人牙兵は明人の子孫として大報壇儀礼に参列していたと考えられる。しかし正祖は、「牙兵軍」に属しているという理由で、漢人牙兵を大報壇儀礼の参列者から排除したのである。既述のように、牙兵は大部分が流民や公私賤によつて構成されており、その社会的身分は極めて低かつた。そういった者たちを殿庭の班列に加えることは適当ではないと考えられたのであろう。だがその後、正祖はあたかも揺り戻されるかのように、漢人牙兵に対して厚遇を加えていくことになる。そのきっかけは、漢人牙兵の貧窮が報告されたことであつたと見られる。

正祖六年、正祖は「孝宗の時、漢人牙兵十哨を於義宮前に入居させ<sup>39</sup>。今は武芸庁の管轄下で宮底での居住を許されて、一村を形成している。誠に好ましいことである」と述べ、訓練都監大将の具善復にそのような状況を知っているかと問うた。具善復は裕福な者こそ安寧に暮らしているが、貧窮者は住居の確保すらままならない状況であることを伝えた。その報告を受けた正祖は、その日の内に漢人牙兵を呼び出し、孝宗の時代においては何名が於義洞に入居したのかを問うと、漢人牙兵らの答えは、「当初は八姓人でこの洞に入居して、子孫は頗る繁栄しました。最近は貧窮によつて、郷外に移住する者もあり、現在の入居者は百人にもなりません」というものであつた。そこで正祖は、具善復に対して、「卿が建物を作つてやつて、それを廉価で売つてやつてはどうか」と提案し、善処を講じるように命じている（以上、『承政院日記』乾隆四七年〔正祖二年〕正月二一日）。

この正祖六年の問答における漢人牙兵の言によれば、於義洞居住の明人が当初は八姓であつたことが分かる。

先に見た英祖二七年の漢人牙兵との問答では、その人数が二〇余人であったというから、孝宗に随って朝鮮に東来した明人は、初めは八姓で構成され、その総数は二〇余人であったことになる。そしてその人数は、英祖二七年当時、一五〇人余りに達していたが、正祖六年までの間に百人に満たないまでに減少してしまったことになる。この急激な人口の減少は、於義洞の「唐人村」の消滅を予感させるに充分であり、「牙兵」という肩書を理由に漢人牙兵の大報壇儀礼への参列を不許可とした正祖にとつても、憂慮すべきことであったと考えられる。そのため、正祖は差し当たって、具善復に命じて住居の手当てを急がせたのであろうが、その後、正祖は於義洞の「唐人村」を貧窮から救うべく、より根本的な政策を打ち出していく。

正祖一二年正月一二日、正祖は大報壇儀礼を挙行した後、儀礼に参列した明人の子孫を昌徳宮禁苑の曜金門内に召し入れ、次のような措置を行った。

【史料F】〈前略〉。上命允大、誦皇明人子孫拳案訖。上顧王漢禎曰、皇明人幾姓出来耶。漢禎曰、当初八姓出来、二姓無去処、只余六姓矣。上曰、当以奉祀人収用矣。(命)允大書伝教曰、今日、即皇朝創業之日也。招見皇朝人子孫、其中王・黄・王・鄭・裴・馮六姓、即瀋陽隨蹕家也。田・康両姓、即流寓人也。王庠生尚文五代孫願中・黄太守功曾孫世中・王按察楨六代孫道成・鄭侍郎文謙五代孫昌仁・馮庠生三士(仕)六代孫慶文云。其中無故人、曾有職名者、復職調用、無職者、令軍門哨官調用。其中願忠、名編軍伍、令該軍門、將校収用。田尚書応揚七代孫世豊・康世爵五代孫尚堯、在外邑云。使之待令上来後、令兵曹草記、以為収用之地。〈後略〉。〔『承政院日記』乾隆五三年〔正祖一二年〕正月一二日〕

曹允大（左副承旨）が「皇朝人子孫」の参列者名簿を読み上げた後、正祖は漢人王漢禎（王鳳崗の後孫<sup>40</sup>）に「皇朝人は何姓がやって来たのか」と問うと、王漢禎は「当初は八姓が出来しましたが、二姓については行方が分からず、「現在は」六姓のみが残っております」と答えた。それを聞いた正祖は、奉祀人（祖先の祭祀を主宰する者）を登用せねばならないとして、曹允大に命じて教書を作成せしめ、「今日は皇朝（明）の創業の日である<sup>41</sup>。皇朝人の子孫を招見したところ、その中で王・黄・王・鄭・裴・馮の六姓は瀋陽随蹕家であり、田・康の両姓は流寓人である。王尚文（王文祥<sup>42</sup>）の五代孫願中、黄功の曾孫世中、王楫（王鳳崗の父）の六代孫道成、鄭文謙（鄭先甲の曾祖父）の五代孫昌仁、馮三仕の六代孫慶文の内、無故人（過失の無い者）でかつて官職を有していた者は復職させ、無職の者は軍門の哨官に任じよ。その内、「王」願忠については、該当の軍門を通じて将校として登用せよ」と命じ、また合わせて田応揚の七代孫世豊と康世爵の五代孫尚堯を、兵曹を通じて登用することを命じた。

見られるように、正祖は教書の中で、「瀋陽随蹕家」として「王・黄・王・鄭・裴・馮」の六姓（東来始祖は王文祥・黄功・王鳳崗・鄭先甲・裴三生・馮三仕）、そして「流寓人」として「田・康」の両姓（東来始祖は田好謙・康世爵<sup>43</sup>）を挙げている。「瀋陽随蹕家」とはもちろん、瀋陽から孝宗に随って朝鮮に東来した明人のことであり、その六姓は、朝鮮への東来経緯の特殊性から、単なる「流寓人」としての明人とは区別されていたことが読み取れる。そしてその「瀋陽随蹕家」は、朝鮮に東来した当初、八姓であったという。「瀋陽随蹕家」が当初八姓であったことは、先に見た正祖六年の問答からも確認される<sup>44</sup>ところであるが、史料Fからはさらに、その内の六姓が青州王氏・杭州黄氏・濟南王氏・瑯琊鄭氏・大同裴氏・臨朐馮氏であったことも分かる（各東来始祖の本貫は【表1】を参照）。行方の分からない二姓については、具体的な姓が記されていないが、英祖二十七年に確認された於義洞居住の漢人牙兵に楊福吉の曾孫が含まれていることから【表2】<sup>②④</sup>、通州楊氏が含まれていたと見てよ

いである。<sup>(4)</sup>ここに孝宗に随つて朝鮮に東来した八姓の内、七姓が確認されるわけであるが、その中で、裴・生・楊福吉の後孫を除いた、王文祥・黄功・王鳳崗・鄭先甲・馮三仕の後孫の「奉祀人」（王願中・黄世中・王道成・鄭昌仁・馮慶文）に官職が授与されたのである。この措置は、於義洞の「唐人村」の貧窮状況を憂慮した正祖が、「唐人村」の存続を目的に行つたものであつたことは明らかであろう。

それから約二年後の正祖一四年三月、正祖はついに漢人牙兵を「漢旅」として改編することとした。漢人牙兵を漢旅と改めることを命じた教書の中で、正祖は次のように述べている。

【史料G】御丹楓亭、召見皇朝人子孫。改漢人牙兵為漢旅。教曰、①漢人之陪婦東土者、孝廟朝命使之寄接於宮底、及登宝位、属之内需司、計口給糧。旋又編管訓局牙兵色、漁業資生、此漢人牙兵設置之顛末也。在其時則流寓属耳、聊活無策、加之以滄桑初改、秘諱又甚。不惟渠輩得此為足、人之待之、亦不敢慢忽。以至近日設施已久、而風習不如古、渠所自甘、人之侮之、可謂無余地。甚至閱武教場、或作佞哨。②渠輩以中朝薦紳士夫之遺裔、為此至賤極鄙之役、聞此豈勝歎惜。〈後略〉。〔『正祖実録』卷二九、一四年三月己亥。丸囲い数字は筆者〕

正祖は漢人牙兵の顛末（史料G傍線部①、前章で既述）を述べた上で、当初こそ漢人牙兵はそれなりに満足できる暮らしをし、人々も彼らを侮るようなことはなかつたが、近年に至り、人々の彼らを侮ることが極点に達し、甚だしくは、閱武の場で彼らを「佞哨」と見なすまでになっている状況を指摘し、「彼らは中朝薦紳士夫（明の高官・貴人）の後裔にして、至賤極鄙の役（誠に卑しい役務）を負担している。これを聞くにつけ、どうして

嘆かずにはおられようか」(史料G傍線部②)と述べている。

正祖は、漢人牙兵が本来は明の高官・貴人の後裔であるにも拘わらず、誠に卑しい役務を負担して、人びとから侮られていることを問題視し、漢人牙兵を漢旅に改編すること、そうした問題を解消しようとしたのである。そして、それと同時に正祖は、大報壇の「守直」(監守すること)を担当する守直官(定員三名)を創設し、守直官を「随龍八姓」(孝宗に随つて朝鮮に東来した八姓の明人)の後裔で構成される漢旅から優先的に選出するように命じた(『正祖実録』卷二九、一四年三月己亥<sup>45</sup>)。

守直官とは、その名の通り、大報壇の「守直」を掌る官員のことである。それまで大報壇には守僕・門部将などが置かれていたが、大報壇の管理の上で最も重要な「守直」の任務については中官(内侍府の宦官)が担当していた。それがここに来て、新たに守直官が置かれ、大報壇の「守直」の任務に漢人牙兵改め漢旅が充てられることとなったのである。さらに守直官は任期が定められ、任期満了後は官途に進むことが許された(以上、『正祖実録』卷二九、一四年三月己亥)。正祖二年にいったんは大報壇儀礼より排除された漢人牙兵であったが、「随龍八姓」の子孫として漢旅に編成されることによって、守直官への道、さらには官吏への道が開かれたのである。ところで、正祖の言う「随龍八姓」とは具体的に誰を指すのであろうか。この点については、正祖代の末年に正祖の命を受けて李書九や成大中らによって編纂が開始された『尊周彙編』<sup>46</sup>に記されている。

【史料H】孝廟自燕還。皇朝人黃功・王鳳崗・王文祥・馮三仕・王美承・楊福吉・鄭先甲・柳溪山・裴三生等陪駕東來。孝廟使居潜邸朝陽樓下。其後、独美承無後、諸人子姓甚繁。謂之隨龍八姓。(後略)。(『尊

周彙編』卷七、正宗〔正祖〕一四年庚戌春三月)

孝宗が「燕」(北京)から帰国するとき、明人の黄功・王鳳崗・王文祥・馮三仕・王美承・楊福吉・鄭先甲・柳溪山・裨三生(合計九名)が随従して朝鮮に東来し、孝宗は彼らを潜邸(於義宮)の朝陽樓の下に居住させたが、その後、王美承のみが子孫を残さず、その他の者は子孫を多く残し、これを「随龍八姓」と呼んだという。

史料Hについて注目したいのは、その記述のあり方である。すなわち史料Hでは、孝宗に随って朝鮮に東来した明人九名を列挙した上で、その内で王美承のみが子孫を残さなかったとしつつ、「之」を「随龍八姓と謂う」と記されており、「之」に王美承を含めるべきかどうか判断したい記述となっている。こうした記述のあり方は、孝宗に随って朝鮮に東来した明人を九名とし、なおかつ「随龍八姓」という用語を残すために、辻褄合わせが行われたことを示しているであろう。先に指摘したように、正祖代に把握されていたことが確認できるのは、黄功・王鳳崗・王文祥・馮三仕・楊福吉・鄭先甲・裨三生の七名であるが、その七姓に柳溪山と王美承が加えられていることになる。両名の内、どちらかは本来の八姓の一人であったと考えられるが、それがどちらかは未詳であり、またもう一人がどのような経緯で「随龍八姓」に加えられたのかも未詳である。ただ、いずれにせよ、これらの九名の明人が孝宗に随って朝鮮に東来した「随龍八姓」——実態としては「随龍九姓」と称すべきである——として、朝鮮朝廷から公定されるに至り、そして正祖の治世が終わって一九世紀に入ると、その面々が「九義士」として捉えられるようになったのである。

おわりに——「随龍八姓」から「九義士」へ——

これまで見てきたように、英祖・正祖は王権強化のための対明義理論である〈尊明論〉に基づいて、朝鮮居住

の明人の子孫に対する優待政策を展開したが、とりわけ清から孝宗に随つて朝鮮に東来した明人、すなわち正祖の言う「随龍八姓」の子孫を優待した。そして「随龍八姓」の面々は、正祖の治世が終わつて一九世紀に入ると、そのまま「九義士」として捉えられるようになった。その意味で、「九義士」の成立は、朝鮮王権が標榜した（尊明論）の展開と密接不可分の関係にあつたと言わねばならないであろう。

ただ、ここで注意されるのは、これまで見てきた限りでは、朝鮮王権によつて「随龍八姓」に見出された属性は、一、明の高官・貴人またはその後裔であること、二、孝宗に随つて朝鮮に東来したこと、三、孝宗の厚遇を受けたことくらいであつて、少なくともそこには、「復讐の事を議論した」ことは含まれていないという点である。つまり、「随龍八姓」と「九義士」の両者は同一の九名を指しているものの、各々の属性の間には一定の差異が存したのである。だとすれば、王権による「随龍八姓」の定立は「九義士」成立の前提であつても、彼ら九名が「義士」として捉えられる直接的な契機は別に存したと考えねばならない。それではその契機とは何であつたのであろうか。

周知のように、純祖代（一八〇〇～一八三四）に入ると、安東金氏による世道政治が確立されていき、それに伴つて、王権は相対的に極めて弱体化していった。そうした中で、純祖による大報壇儀礼の挙行頻度は、英祖・正祖代に比して明らかに低くなり、純祖代以後、大報壇儀礼の形骸化が進んでいくことになる。<sup>48</sup>「随龍八姓」の子孫を優待する主体が大報壇儀礼を重視する王権であつただけに、王権の弱体化はすなわち、彼らへの政治的な優待傾向の弱化をもたらしたはずであり、また正祖が漢旅の創設によつて改めようとした彼らを軽視する社会的な風潮も再び強まったものと見られる。<sup>49</sup>これが契機となり、王徳九らの「随龍八姓」の後裔は、王権を頼らずに自分たちの祖先が尊崇されるべきことを示す必要に迫られ、「随龍八姓」は孝宗とともに「復讐の事を議論した」「義

士」として再解釈されることになったと考えられる。こうした「随龍八姓」から「九義士」への再解釈が行われたことは、彼らの朝鮮への東来経緯に注目しても認められねばならない。

既述のように、『皇朝遺民録』の序文には「鳳林大君と気義（正義を守る心）を相感じ、鳳林大君が朝鮮に帰国する際、一緒に朝鮮にやって来た」といった内容が記されていた。実際、各々の伝を見ると、大体においては、「九義士」は明の恢復を目指して主体的に孝宗の管下に入って朝鮮に東来した如くに記されており、王鳳崗や王文祥に至っては、孝宗から管下になることを請われた結果、孝宗とともに朝鮮に東来したと記されている<sup>50</sup>。しかし史料Bで許積が指摘している通り、実際としては、彼らは孝宗が帰国する際に清から贖ってきた者たちであったと考えられる。

ひるがえって王権の側では、「随龍八姓」の東来は、あくまでも孝宗が彼らを憐れんで、清から贖うことよって実現したものとして捉えていたが、それは、孝宗の北伐の意思、裏を返せば明への思慕を引き継いでいることを顕示しようとする王権の立場からすれば、「随龍八姓」の東来という事象の中に、孝宗が明人に向けた憐みを読み取らねばならなかったからであろう<sup>51</sup>。従って、『皇朝遺民録』に見られるような「九義士」の主体的な東来経緯は、「随龍八姓」の属性とは相容れないものであり、やはり「随龍八姓」から「九義士」への再解釈の結果、浮き彫りにされたと見るべきであろう<sup>52</sup>。

もとより、「随龍八姓」と「九義士」のどちらが当該九名の真の面貌を伝えているのかを判断するには、さらなる史料批判が必要である。だが、これまでの本稿での考察の結果を踏まえるならば、差し当たりは、『皇朝遺民録』が記す「九義士」の事蹟、とりわけ「義士」としての面貌を伝える事蹟——明の恢復を目指して、主体的に孝宗に随って東来し、孝宗とともに北伐を議論したという事蹟——については、同書の編纂過程で付加された

可能性が想定されるべきであり、彼らを孝宗の北伐論の積極的な同調者として位置付けることも留保せざるを得ないであろう。ただし、金平黙や柳重教らの衛正斥邪派によって「九義士」が積極的に受け入れられたことは事実であり、このことは朝鮮後期の政治思想史上において衛正斥邪思想を捉える際の重要な手がかりを提供してくれているように思われる。この点についての考察は、今後の課題としたい。

## 註

- (1) 王徳一「大統行廟儀序例」〔朝宗岩誌〕〔ソウル大学校奎章閣韓國学研究院所蔵〕卷上。
- (2) 肅宗一〇年（二六八四）、後に「朝宗岩三賢」と称される許格・李齊杜・白海明の三名が、「思無邪」「万折必東」「再造藩邦」などの崇明反清思想に関わる文字を加平郡の雲嶽山西麓の岩壁に刻み、その前に流れる朝宗川に因んで、それらの刻字された岩を朝宗岩と名付けた（呉瑛燮「衛正斥邪의 象徴物 朝宗岩」〔泰東古典研究〕一一、南楊州、一九九五年二月〕七〇～七六頁。
- (3) 王淑説「朝宗岩故実年表」〔朝宗岩誌〕卷下。
- (4) 華西学派と朝宗岩・大統行廟との関わりについては、呉瑛燮「衛正斥邪의 象徴物 朝宗岩」(前掲) 八五～九五頁参照。
- (5) 王徳九「九義行祀儀礼序」〔朝宗岩誌〕卷上) および王淑説「朝宗岩故実年表」(前掲)。
- (6) 南明政権とは、清による北京占領後、明の復興を目指す明皇室の後裔を擁立して樹立された政権のことであり、弘光政権(南京)・隆武政権(福州)・魯王政権(紹興)・紹武政権(広州)・永曆政権(広西)がある。ただ、永曆政権(二六四六～一六六二)を除けば、いずれも短命に終わった。南明政権については、岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』(中央公論社、一九九八年)二三一～二三二頁を参照。
- (7) 孝宗の北伐論に関しては、李迎春「尤菴 宋時烈의 尊周思想」〔清溪史学〕二、城南、一九八五年一月)、金世英「朝鮮 孝宗朝 北伐論研究」〔白山学報〕五一、ソウル、一九九八年八月) 参照。
- (8) ただし鄭先甲と柳溪山については、孝宗薨去後の動

向が特に記されていない。柳溪山について記載がないのは、彼が孝宗よりも早く没しているためであろう。

(9) 純祖一八年に王徳九によつて著された『皇朝遺民録』には、義士然としている王鳳崗ら九名の事蹟が記されているが、また「九義士」という語は用いられていない。また、九義行祀の成立から、直ちに「九義士」という語が成立したとは言えないであろう。「九義士」という語が使われたのが明らかなのは、管見の限り、一九世紀後半に著されたと見られる金平黙「九義士伝」(同著『重菴集』(『韓国文集叢刊』三一九〜三二〇、民族文化推進会、ソウル、二〇〇三年)が最初である。ただ、王鳳崗ら九名を「九名の義士」として捉える見方は『皇朝遺民録』によつてすでに形成されたと見てよく、従つて本稿では、「九義士」の成立時期を『皇朝遺民録』が著された純祖一八年頃に求めることとする。

(10) 張玉興「明末清初「九義士」述論」(同著『明清史探索』遼海出版社、瀋陽、二〇〇四年)は、『皇朝遺民録』の内容に対して部分的な修正を行っているものの、同書に記される「九義士」の「義士」としての面貌についてはそのまま受け入れており、彼らを「愛国」の士と評価して疑うところがない。また、孫衛国『大明旗号与小中華意識―朝鮮王朝尊周思明問題研究(1637―1800)―』(商務印書館、北

京、二〇〇七年)や우정섭『조선중화주의의 성립과 동아시아』(유니스토리、ソウル、二〇一三年)でも、朝鮮における「明遺民」を考察する中で「九義士」を扱っているが、『皇朝遺民録』ないしは同書を引用した呉慶元『小華外史』(一八三〇年)を用いて論述しており、彼らの「義士」としての面貌が如何にして浮き彫りにされたのかという点については、特に注意が向けられていない。

(11) 英祖が首唱した〈尊明論〉については、拙稿「朝鮮王朝英祖による「華人子孫」創出の背景」(『東洋文化研究』一七、学習院大学東洋文化研究所、二〇一五年三月)を参照。

(12) 顕宗八年(一六六七)、濟州島に林寅觀ら九五名が乗る船が漂着した際、朝鮮朝廷は、議論の末に清に押送することにしたが、林寅觀らは清に行くことを頑強に拒否したので、明人の黄功を遣つて彼らを説得させたところ、黄功は首尾よく彼らの説得に成功したという。この黄功の事蹟は、その時に黄功が林寅觀一行と行った問答の記録が、李書九の編纂した『丁未伝信録』(ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵)に収録されて伝わっており、そこから知られるものである。同書中の基本的な事実関係は史実として認めてよいであろうが、『丁未伝信録』は黄功に関する同時代

史料とは評価できないため、ここでは取り上げない。

『丁未伝信録』については、金文植「成海応이 증보한  
『丁未伝信録』」(『震檀学報』一一五、ソウル、  
二〇一二年八月)。

- (13) 尹鐫の北伐論については、韓祐勗「白湖 尹鐫 研究  
(三)」「『歴史学報』一九、ソウル、一九六二年二月)  
一一四―一一七頁、洪鍾佑「三藩乱을 前後한 顯宗 肅  
宗年間의 北伐論―특히 儒林과 尹鐫을 中心으로  
―」(『史学研究』二七、ソウル、一九七七年六月)九九―  
一〇七頁、神田信夫「三藩の乱と朝鮮」(同著『清  
朝史論考』山川出版社、二〇〇五年)二六八―  
二七二頁。

- (14) ただ、こうした尹鐫に対する批判的言辭がわざわざ  
付されているのは、尹鐫が老論の領袖であった宋時烈  
と朱子についての評価をめぐって対立し、宋時烈から  
「斯文乱賊」と指弾された経歴を持ち(三浦国雄「十七  
世紀朝鮮における正統と異端―宋時烈と尹鐫―」『朝  
鮮学報』一〇二、一九八二年一月、なおかつ『肅宗実録』  
の内容が「老論的」色彩の濃いものであった(末松保  
和「李朝実録考略」(同著『青丘史草(第二)』笠井出  
版印刷社、一九六六年)三三六―三三七頁) からであ  
ろう。

- (15) 漢学偶語序の設立については、『通文館志』に「康熙

壬戌(肅宗八年―引用者)、老峯閔相国(閔鼎重―引  
用者)広選四学年少有才者設。以漢人文可尚・鄭先甲  
為漢語訓長。(後略)」「(『通文館志』卷一、沿革、等第、  
四字偶語序(百頁)とある。

- (16) 肅宗八年、近世中国語辞典の『訳語類解』の内容に  
ついて、閔鼎重はその編者の慎以行・金敬俊・金指南  
をして、文可尚と鄭先甲に「質問」して「修正」させ  
ている(『通文館志』卷八、故事、什物、訳語類解板)。  
このことから、当時の朝鮮の漢語研究・教育におい  
て、兩名がかなりの信任を受けていたことが分かるで  
あろう。なお、『訳語類解』については、姜信沆「李  
朝時代の 訳学政策과 訳学者」(塔出版社、ソウル、  
一九八五年)一〇一頁を参照。

- (17) 『皇朝人事蹟』(ソウル大学校奎章閣韓国学研究所  
蔵)という史料には、一七世紀半ばの明清交替期に朝  
鮮に東来した、およそ二〇名の明人の事蹟が記載され  
ているが(立項されているのは一七名)、同書によれ  
ば、鄭先甲は吏部左侍郎鄭文謙の曾孫であり、王徳九  
の『皇朝遺民録』においては、「進士」(科挙及第者)  
の肩書をもって記載されている。また文可尚は、『皇  
朝人事蹟』によれば、南宋の名臣文天祥(一二三六―  
一二八三)の一六代孫であり、仁祖一三年(一六三三)  
に黄海道殷栗県に漂着した後朝鮮に定住し、『華語三

- 卷」を著して朝鮮朝廷に進呈し、通政大夫(正三品上)の品階を授けられたという(『正祖実録』巻五四、二十四年五月辛卯条も参照)。なお、『皇朝人事績』の作成年代は、同書における年代表記の内でも新しいものとして、「当于十七年七月」(正祖一七年(一七九三)七月)という年月を確認できることから、正祖代の末年であると考えられる。『皇朝人事蹟』は、作者こそ未詳であるが、その記述には諸家の家乗をはじめとする参照文献が逐一明記されており、ほぼ同時代に作成された、明清交替期の東來明人の事蹟を記した李德懋(一七四一～一七九三)『磊磊落落書』(同著『青莊館全書』)、『韓國文集叢刊』二五七～二五八、民族文化推進會、ソウル、二〇〇〇年)や成海応(一七六〇～一八三九)『皇朝遺民伝』(同著『研經齋全集』)、『韓國文集叢刊』二七三～二七八、民族文化推進會、ソウル、二〇〇一年)の記述と比較しても、より豊富な情報を伝えている。もとより、さらなる史料批判が要されるが、差し当たっては、明清交替期の東來明人の事蹟に関して、最も信用に足る史料であると思われる。
- (18) 拙稿「朝鮮王朝英祖による『華人子孫』創出の背景」(前掲)。
- (19) 鄭玉子『조선후기 조선중화사상 연구』(一志社、ソウル、一九九八年)。
- (20) 中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学报』二二一五、一九七二年三月)二二〇～二二七頁。
- (21) 이육「조선후기 전쟁의 기억과 대보단」(大報壇 제향)『宗教研究』四二、ソウル、二〇〇六年三月)一五〇頁、拙稿「朝鮮王朝英祖による『華人子孫』創出の背景」(前掲)三八～四二頁。
- (22) 英祖二五年における大報壇の空間的な変化とその意味については、이육「조선후기 전쟁의 기억과 대보단」(大報壇) 제향(前掲)一五〇～一五三頁を参照。
- (23) 英祖による崇禎帝・洪武帝並祀の顛末については、桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開―大報壇祭祀の整備過程を中心に―」(朴忠錫・渡辺浩編著『国家理念と対外認識―一七一―一九世紀―』(慶應義塾大学出版会、二〇〇一年)、김호「英祖의 大報壇 증수와 明 三皇의 享社」(『韓國文化』三三、ソウル、二〇〇三年一月)、이육「조선후기 전쟁의 기억과 대보단」(大報壇) 제향(前掲) 参照。
- (24) 김호「英祖의 大報壇 증수와 明 三皇의 享社」(前掲)一九三頁、二二二～二二三頁、이육「조선후기 전쟁의 기억과 대보단」(大報壇) 제향(前掲)一五〇頁、桂勝範「조선 속의 명 나라―大報壇을 통해서 본 조선 지배층의 중화인식―」(『明清史研究』三五、ソウル、二〇一一年四月)一八一頁を参照。なお、李泰鎮「조선후기 対明義理論

의 변천」(『아시아문화』一〇、翰林大学校出版部、ソウル、一九九四年二月) 九〇頁でも、大報壇の創設が王権強化の脈絡で捉えられているが、肅宗代の大報壇と英祖二五年以後のそれが有する各々の性格の相違については留意されていない。

(25) 우정섭 『조선 중화 주의의 성립과 동아시아』(前掲) 三三三頁。

(26) 拙稿「朝鮮王朝英祖による「華人子孫」創出の背景」(前掲)。

(27) 大報壇の守僕の任務については、「今則守僕、典守祭器・祭床等種」(『承政院日記』乾隆一四年〔英祖二五年〕四月七日) という記事を参照。

(28) 「上」(英祖引用者) 曰、本宮(於義宮引用者) 所在坊名謂何。問于部官。泰耆曰、坊名、昌善坊云矣」(『承政院日記』乾隆一六年〔英祖二七年〕一〇月八日巳時)、「於義洞、有孝廟朝潛邸、曰龍興宮」(『漢京識略』卷之二、各洞、於義洞)。なお、漢城には上於義宮と下於義宮の二つの於義宮があり、前者は仁祖の潜邸であり、そして後者が本稿で取り上げる孝宗の潜邸としての於義宮である(『東国輿地備攷』卷之一、宮闕)。また「洞」とは、漢城の行政区画の末端単位である「契」とは区別される、住民の生活レベルにおける最小地域単位である(吉田光男『近世ソウル都市社会研究―漢城の街

と住民―(『草風館』二〇〇九年) 一一一―一二三頁、一六三―一六四頁)。

(29) このときに英祖が行ったのは「望拝礼」という儀礼であった。国王が挙行する大報壇儀礼には「親享」「望位礼」「望拝礼」の三種があるが(계승범 『정지된 시간―조선의 대보단과 근대의 문턱―』(西江大学校出版部、ソウル、二〇一一年) 一一二―一二三頁、本稿ではこれらの儀礼をすべて「大報壇儀礼」と称することとする)。

(30) 牙兵については、송양섭 「17・18세기 아병(牙兵)의 창설 기능」(『省阜李成茂教授定年紀年論叢刊行委員会編『조선시대의 과거와 버슬』集文堂、ソウル、二〇〇三年) を参照。

(31) 「匪風」とは、周が衰微していく中で、文王・武王・周公の政令を思慕して読まれた詩の題名であり、『詩経』に収録されている。「匪風」は、朝鮮では、やはり『詩経』中の一編である「下泉」と合わせて「風泉」と称され、「風泉」という用語は、明の滅亡後、朝鮮が中華の守護者であるという意識の下で用いられた。鄭玉子「正祖代 対明義理論의 整理作業―(『尊周彙編』) 中 心으로―」(『韓國學報』六九、ソウル、一九九二年二月) 八六頁参照。

(32) 坊役制については、金東哲(吉田光男訳)『朝鮮

近世の御用商人―貢人の研究―」(法政大学出版局、二〇〇一年)一〇七―一〇頁に詳しい。

(33) 拙稿「朝鮮王朝英祖による『華人子孫』創出の背景」(前掲)四一―四四頁。

(34) 英祖代における明人の子孫に対する優待政策の内容については、劉春蘭「試論明清之際朝鮮社会的慕華崇明思想対明移民的影響」(陳尚勝主編『第三屆韓國伝統文化国際學術討論會論文集』山東大学出版社、濟南、一九九九年)、노혜경「英祖代 皇朝人에 대한 認識」(『東洋古典研究』三七、ソウル、二〇〇九年二月)に詳しい。

(35) 差し当たり『皇朝人事蹟』によれば、英祖三十七年から同四〇年の間、英祖は連年にわたり、於義洞居住民に対する「食物」「衣資」「米」の特別な支給措置を行っていることが分かる。

(36) 宋時烈による孝宗の神室の正室化については、李迎春「尤菴 宋時烈의 尊周思想」(前掲)一五七―一五八頁。

(37) 正祖による大報壇儀礼の挙行の様相とその意味については、계승범『정지된 시간』(前掲)第四章「정조의 대묘단강화화와 그의미」参照。

(38) 正祖代における明人の子孫への優待政策については、孫衛國『大明旗号与小中華意識』(前掲)二一九―二二三頁で比較的詳しく述べられている。

(39) 正祖は孝宗代の漢人牙兵の人数について「十哨」と指摘しているが、「哨」とは軍隊組織の単位の一つであり約百名で構成されるのであり、「十哨」といえば約千名ということになる。しかし先に見た英祖二十七年の漢人牙兵との問答では、当初は二〇名余りであったというから、この正祖の認識には何らかの錯誤が入り込んでいると見るほかないであろう。

(40) 成大中『青城雜記』(民族文化推進會編『青城雜記』民族文化推進會、ソウル、二〇〇六年)第三卷、醒言に拠れば、王漢禎は王鳳崗の後孫であり、英祖代に別軍職が授与され、正祖代には騎士將に任じられた人物である。

(41) 洪武帝の即位は洪武元年(一二六八)正月四日であるが、その日の干支は乙亥であった(『明実録』卷二九、洪武元年正月乙亥)。このことから、正祖二二年正月乙亥(一二二日)が「皇朝創業の日」とされているのであろう。

(42) 史料F中の「王尚文」が「王文祥」を指すことは、正祖二四年の大報壇儀礼の参列者名簿に、王願忠が王文祥の子孫として記されていることから分かる。なお、本稿注(44)を参照のこと。

(43) 『皇朝人事蹟』によれば、田応揚は田好謙の祖父に当たる人物であり、田好謙は清の根島侵攻の際にいった

ん清に囚われたが、後に釈放されて朝鮮に定住した。また康世爵は、いわゆるサルフの戦い（二六一九）に

おいて父に随つて明軍に従軍したが、明軍が後金軍に敗れると、遼陽などの地を転々とした末、朝鮮の咸鏡道に逃れてきた。なお、『皇朝人事蹟』をはじめとする、朝鮮で作成された田好謙に関する史料では、その祖父の田応揚を兵部尚書とするが、田応揚は「重修広平府志」（光緒二〇年、一八九四）に拠れば、雞沢の人で嘉靖三十七年（一五八八年）に挙人となり、広昌・忻州・萊州・襄府で地方長官を務めた後に致仕しており、兵部尚書に就任した形跡は見られない。田応揚については、中純夫「樗村沈鎔における華夷観念と小中華思想」（川原秀城編『朝鮮朝後期の社会と思想』勉誠出版、二〇一五年）一六四頁を参照。

(44) 正祖二四年（一八〇〇）に行われた大報壇儀礼への参列者名簿によれば、「皇朝人」の子孫および「忠良」の子孫二三九名が参列したことが分かるが、その中には、黄聖才（黄功の子孫）・王願忠（王文祥の子孫）・馮道亨（馮三任の子孫）・黄世周（黄功の子孫）・王道成（王楫の子孫）・鄭有哲（鄭文謙の子孫）のほか、楊福吉の子孫として楊天柱の名前が確認できる（『日省録』正祖二四年五月一〇日）。なお、この点については、金文植「조선후기 敬奉閣에 대하여」（『書誌

学報』二八、ソウル、二〇〇四年二月一九一〜一九三頁を参照。

(45) このときの正祖の教書には、「皇壇守直、以皇朝人子孫中、定為三窠、称号守直官、令兵曹望差出」とあり、単に守直官は「皇朝人子孫」（明人の子孫）の中から選出することとされている。しかし、正祖はこの教書を受けて兵曹が呈した「漢旅軍官新設節目」を見た際、守直官の選出において、漢旅とその他の明人の子孫が同列に扱われていることを指摘し、当該節目は専ら「隨龍八姓」のためのものであることを明示するように特に指示している（『承政院日記』乾隆五五年〔正祖一四年〕四月六日）。正祖の指示を受けて改めて呈出されたと思われる「漢旅新設節目」の中的一条では、「一、守直官差出時、以陪從東來八姓人子孫中、毋論漢旅与閑良・前銜、択其可合者備擬。而來頭如無可合者、向化人子孫中另択、通融擬望」と定められており、「陪從東來八姓人子孫」（すなわち「隨龍八姓」）の中から優先的に守直官を選出することが明記された（『正祖実録』卷二九、一四年三月己亥）。

(46) 鄭玉子「正祖代 对明義理論의 整理作業」（前掲）九八頁。なお、『尊周彙編』は現在ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵されているが、本稿では、李離和編『朝鮮事大・斥邪関係資料集1』（驪江出版社、

ソウル、一九八五年) 所収の影印本を用いた。

- (47) 孝宗を「燕」(北京) から帰ったとしているのは、帰国直前に、孝宗が昭顯世子とともに清の太宗の北京遠征に随従したことを踏まえた記述であろう。なお、孝宗が清の太宗の北京遠征に随従したことについては、田川孝三「瀋館考」(小田先生頌寿記念会編)小田先生頌寿記念朝鮮論集』大阪屋号書店、一九三四年)四七四頁を参照。

- (48) 계승범『정지된 시간』(前掲) 第五章「19세기 전반기 대보단 운동과 그 특징」参照。

- (49) 黄功の後裔と思しき黄基天は、『皇朝遺民録』に跋文を寄せ、その中で「盖东俗甚薄、專以国内門閥自高、不顧大國遺民之門閥也」と述べ、当時の朝鮮における明人の子孫を軽視する風潮を批判的に指摘している。ただ、正祖の時代においても、明人の子孫を軽視する社会的風潮がなくなっていたわけではなかった(『국경섭』『조선중화주의의 성립과 동아시아』(前掲) 一一一〜一二二頁)。このことは、明人の子孫を重視する立場が、あくまでも王権強化のためのイデオロギーに基づくものであったことを示しているであろう。

- (50) 『皇朝遺民録』所収の王以文(鳳崗) 伝には、「是時、宣文王以鳳林大君質於瀋陽、一見而奇之、請以為管下。甲申春、京師不守、帝殉社稷。公日夜號哭、却食者屢

日。及清虜入燕、天下薙髮、公決意東來」とある。また王文祥伝には、「先時、宣文王為大君、時質於瀋館、聞庠生(王文祥)引用者」之來心、奇之請為管下。及王東還、与楊庠生諸公偕來」とある。

- (51) 成海応は王徳九の『皇朝遺民録』の内容が、かつて自らが著した『皇朝遺民伝』における「八姓」に関する記述と異なっている所が多いと指摘しつつ、「八姓」の東來経緯について、「此乃孝廟憐皇朝遺黎、用重貨贖之也」(『研経齋全集』(前掲) 続集、冊一五、風泉録、八姓伝)と述べ、「随龍八姓」の東來は孝宗の憐みによるものであったことを強調している。成海応は奎章閣の検書官として正祖に仕え、『尊周彙編』の編纂にも当初から関わり、さらに正祖の薨去後、最終的に同書を完成させているのであり(손혜리『연경재성혜음 문학 연구』(全명출판, ソウル, 二〇一一年) 三六〜四七頁)、成海応のこうした主張は、正祖代を通じて形成された「随龍八姓」に関する王権側の立場を反映していると考えてよからう。

- (52) 『皇朝人事蹟』所収の裴三生伝では、裴三生の朝鮮への東來経緯について、「俘於清時、皇朝人被俘者十数姓同居。謂之明人村。乙酉、孝宗返自瀋館、贖之東來」と記されている。同記事も考え合わせれば、「九義士」は清の治下の「明人村」(おそらく瀋陽に存在した)

出身であつたとも考えられるであろう。なお、張玉興氏も、『尊周彙編』所収の婁三生伝を参照しながら、「贖」による朝鮮への東来経緯は、その他の「九義士」にも当てはまると見るべきであると主張している（張玉興「明末清初ノ九義士ノ述論」〔前掲〕二三一―二三三頁）。

(53) 金平黙が「九義士伝」を著していることから、衛正斥邪派が「九義士」を積極的に顕彰の対象としたことが分かる。なお、本稿註(9)を参照のこと。